

33 安心・安全な妊娠・出産支援

<3か年の取組方向>

- 安心・安全な妊娠・出産の環境をつくるため、気軽に相談できる体制の整備のほか、若い世代への健康教育プログラムの作成に取り組むなど、意識啓発や健康教育の推進を図っていく。
- 不妊に悩む夫婦に対する専門相談や、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に対する助成などにより、夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図っていく。
- 産科医等の確保を図るとともに、周産期母子医療センターの整備や救命救急センターの併設促進、NICU（新生児集中治療管理室）、後方支援病床（GCU（回復治療室））等の周産期医療関連病床の整備など、周産期医療体制の充実を図っていく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

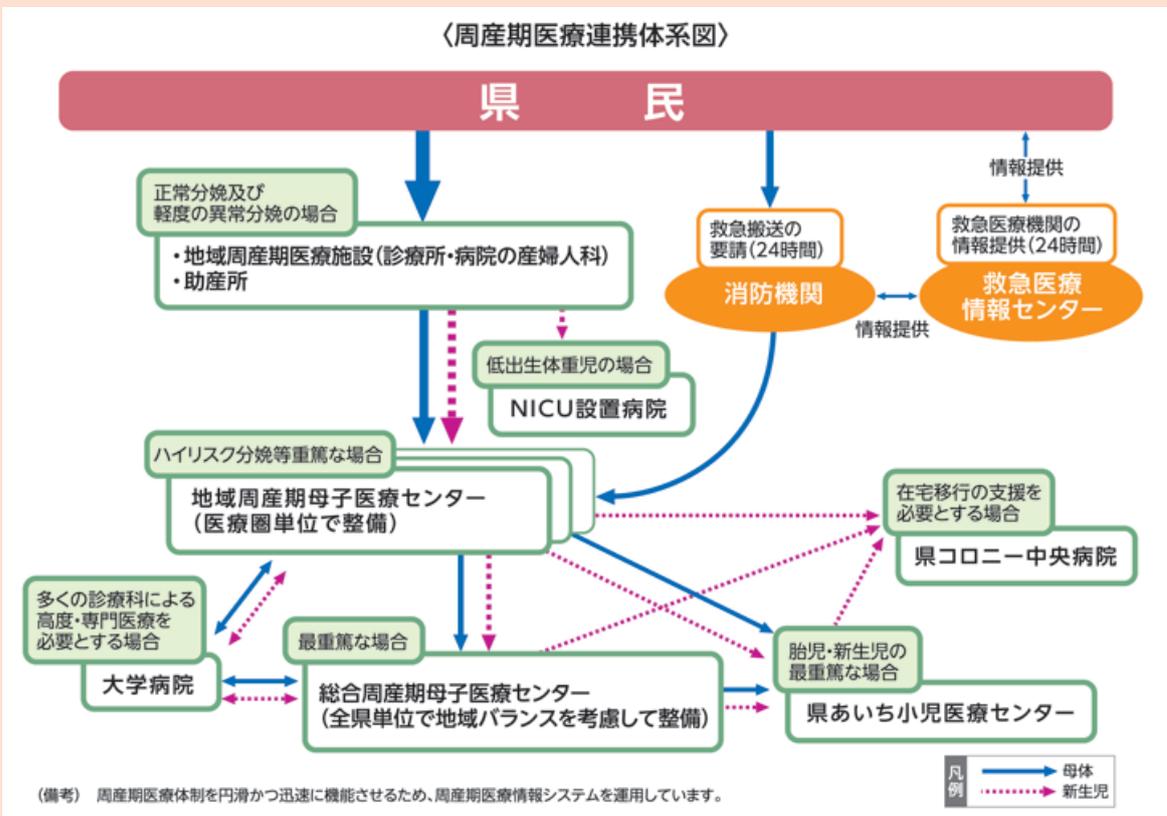
取組・施策		実施計画（年度）			所管部局
		2014	2015	2016	
意識啓発や健康教育の推進	相談窓口の設置	・思春期から更年期に至る女性を対象とした女性の健康なんでも相談・電話相談窓口の設置			健康福祉部
	健康教室・講演会の開催	・県内各地での女性の健康に関する教室等の開催			健康福祉部
	安心安全な妊娠・出産のサポート	・若い世代の男女に対し、妊娠・出産に関する知識の普及啓発を図るための健康教育プログラムの作成と健康教育のモデル実施	・若い世代の男女に対し、妊娠・出産に関する知識の普及啓発		健康福祉部
不妊対策の充実	専門相談の実施	・電話相談・面接相談の実施 ・公開講座の開催			健康福祉部
	不妊治療への助成	・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の治療費助成 ・市町村が人工授精を受けた夫婦に対して助成金の交付を行った場合の経費の補助			健康福祉部
周産期医療体制の充実	産科医等の確保	・産科医や新生児医療担当医の確保・育成に対する助成 ・地域医療再生基金を活用した大学への周産期医療学寄附講座の設置	2大学		健康福祉部
	周産期母子医療センターの整備	・周産期母子医療センターと救命救急センターの併設促進（現状：18周産期母子医療センター中14センターが併設） ・地域周産期母子医療センター*のない医療圏での整備の検討 ・総合周産期母子医療センター*、地域周産期母子医療センターの運営助成			健康福祉部
	周産期医療関連病床の整備	・MFICU（母体・胎児集中治療管理室）・NICU（新生児集中治療管理室）、後方支援病床（GCU（回復治療室））の設置促進	NICUの病床数：2015年度までに180～210床		健康福祉部
	正常分娩対応施設の整備	・病院内助産施設の設置			健康福祉部

＜コラム＞周産期医療の連携について

妊婦の方は通常、地域の診療所や病院または助産所で出産することになりますが、状況に応じて、より高度な医療を必要とする場合があります。本県では、ハイリスク妊婦や未熟児に高度で専門的な医療を効果的に提供するため、総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センター及び大学病院等がネットワークを結び、緊密な連携を図っています。

具体的には、ハイリスク分娩等緊急事態が生じた場合は地域周産期母子医療センターへ、産科領域以外の合併症など、さらに高度な周産期医療が必要な場合には、総合周産期母子医療センターへ連絡、搬送します。また、心臓に障害のある新生児手術など、専門的な先端医療の必要な場合には、大学病院等に搬送することになります。また、あいち小児保健医療総合センターでは、小児循環器疾患や小児外科疾患などの専門治療や療育相談を受けることができ、愛知県心身障害者コロニー中央病院では、長期入院児の在宅移行への支援や退院した重症児等のレスパイト入院（介護者の休息を目的とした入院）を受け入れ、在宅の重症児等の療育を支援しています。

本県では、2014年4月1日付けで豊橋市民病院を総合周産期母子医療センターに指定するとともに、社会福祉法人聖霊会聖霊病院を地域周産期母子医療センターに認定しました。これにより、県内の総合周産期母子医療センターは5ヶ所、地域周産期母子医療センターは13ヶ所となり、ハイリスク妊産婦・新生児に対する県内の周産期医療体制のさらなる充実が図られることとなります。



34 すべての子ども・子育て家庭への支援

(1) 地域における子ども・子育て支援の充実

<3か年の取組方向>

- 地域における子育て支援機能の充実を図るとともに、保育所、地域子育て支援拠点などの児童の一時預かりの充実を支援していく。
- ひとり親家庭の自立に向け、総合的な相談支援をはじめ、個々の就労状況や家庭環境に応じた就業支援、子育て・生活支援、経済的支援に取り組んでいく。
- 2014年4月からの消費税の引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、「子育て支援減税手当」を給付するとともに、多子世帯への支援等を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減していく。
- 「子育て応援の日（はぐみんデー：毎月19日）」の広報啓発や、協賛店舗等で優待が受けられる「はぐみんカード」の普及拡大等を進め、社会全体で子ども・子育てを応援する環境を整備していく。
- 「あいち はぐみんプラン（愛知県子ども・子育て支援事業支援計画）」と子どもの貧困対策計画等とを一体的に策定し、子ども・子育て家庭への支援に関する施策を計画的に推進していく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）			所管部局
		2014	2015	2016	
地域における子ども・子育ての支援	市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援拠点の充実に向けた働きかけ ・生後4ヵ月までの乳児のいる家庭への家庭訪問活動の支援 			健康福祉部
	一時預かりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育緊急確保事業を活用した市町村における保育所、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター*等における取組への助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度に基づく支援の実施 		健康福祉部
ひとり親家庭の自立支援	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子自立支援員による総合的な相談支援の実施 ・養育費専門相談員や弁護士による相談支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による総合的な相談支援の実施 		健康福祉部
	就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業支援センターにおける就業相談、企業開拓、就業支援講習会の開催及び就職情報の提供 ・児童扶養手当受給者に対する自立支援プログラムの策定 ・就職に有利な資格を取得するための自立支援給付金の支給 			健康福祉部
	子育て・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活支援員の派遣等市町村事業に対する補助 ・県営住宅への優先入居 			健康福祉部 建設部
	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・愛知県遺児手当の支給 ・母子家庭等への福祉資金の貸付 ・18歳以下の児童のいる母子・父子家庭、父母のいない児童に対する医療費の支給 			健康福祉部

取組・施策		実施計画（年度）			所管部局	
		2014	2015	2016		
子育て世帯の 経済的負担の 軽減	2014年4月からの 消費税率引き上げ に伴う影響を緩和 する子育て支援減 税手当の給付	・基準日（2014.1.1）時点で 県内に居住する2014年1 月分の児童手当受給者に対 して、児童1人あたり1万 円を給付する市町村に対す る経費の補助			健康福祉部	
	多子世帯の経済的 負担の軽減	・第三子以降の3歳未満児の 保育料を無料化又は軽減す る市町村に対する経費補助 ・新制度を踏まえた制度の見 直しの検討	・検討結果を踏ま えた支援	→	健康福祉部	
		・私立幼稚園における第三子 以降の満3歳児の授業料の 無料化に対する補助			→	県民生活部
	医療費の助成	・医療保険制度における自己 負担分の助成 (対象者) 通院：小学校入学前まで 入院：中学校卒業まで			→	健康福祉部
社会全体で子 ども・子育てを 応援する環境 づくり	子育てを応援する 県民運動の展開	・「子育て応援の日（はぐみん デー）」の広報啓発 ・あいち子育て支援ポータル サイトの運営 ・「はぐみんカード」の普及拡大			→	健康福祉部
子ども・子育て 支援対策の充 実	子ども・子育て支援新 制度等に伴う地域の 取組への支援・子ども の貧困対策の推進	・「あいち はぐみんプラン（愛 知県子ども・子育て支援事 業支援計画）」と子どもの貧 困対策計画等の一体的策定	・プランに基づく 取組の推進		→	健康福祉部

【子育て応援の日（はぐみんデー）イベント】



【あいち子育て応援マスコットキャラクター はぐみん】



＜コラム＞子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは、2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、消費税引き上げによる増収などを財源としつつ、2015年4月に本格的に実施されることになっています。具体的には、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の改善・普及や、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、待機児童の解消のため保育の受入れを増やすなどの取組を進めていくとしています。

国における新たな制度の導入を踏まえ、本県では、次期「あいち はぐみんプラン（愛知県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定するとともに、給付・事業を実施する市町村を、支援していきます。

(2) 健やかな育ちの支援

<3か年の取組方向>

- 乳幼児健康診査等を育児相談や親同士の交流といった子育て支援の場として機能させる取組をはじめ、妊娠期から子育て時まで、必要な知識の普及啓発や相談体制の充実を図り、切れ目のない母子保健サービスを提供していく。
- 子どもの基本的な生活習慣づくりを家庭・地域・学校が連携して推進していくとともに、学校給食における県産農林水産物の利用促進や体験学習の拡大など、望ましい食生活の実現に向けた食育の取組を支援していく。
- 小児科医の育成・確保や、「あいち小児保健医療総合センター」について、小児3次救急施設の整備を進めるとともに、小児救急医療体制の整備を進める市町村を支援し、子どもの健康を守る小児医療の充実を図っていく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）			所管部局
		2014	2015	2016	
妊婦期からの母子保健サービスの推進	母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等の子育て支援の場（育児相談、親同士の交流）としての機能強化など市町村における取組の支援 ・予防接種に関する情報提供の推進 ・あいち小児保健医療総合センターにおける「こども事故予防ハウス」での学習機会の提供など、乳幼児の事故防止等に関する啓発 			健康福祉部 病院事業庁
子どもの健康的な生活習慣づくり	基本的な生活習慣づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠、食事、手洗い、歯磨き等の習慣づくりのための健康教育や情報提供の推進 			健康福祉部 教育委員会
	親の学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象に開催する家庭教育研修会への講師（子育てネットワーク*）の派遣 			教育委員会
	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育劇の上演支援 ・食育推進ボランティアの活動支援 ・小学校における農林漁業体験学習の拡大 ・栄養教諭の配置の拡大 ・学校給食における県産農林水産物の利用促進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 取り組む学校： 2015年度までに 80%以上 </div>		農林水産部 教育委員会
小児医療の充実	小児科医の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療再生基金を活用した大学への小児集中治療学寄附講座の設置 ・小児の集中治療に習熟した小児科医の確保のための研修事業に対する助成 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 1大学 </div>		健康福祉部
	「あいち小児保健医療総合センター」を中核とした体制整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・小児3次救急施設の実施 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 小児3次救急の開始 </div>	病院事業庁
	小児救急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療体制を整備している市町村への助成 			

【健康教育（手洗い指導）】



【家庭教育の取組】



【食育の取組】



農林漁業体験学習

【あいち小児保健医療総合センター救急棟完成イメージ】



(3) 待機児童の解消に向けた保育サービス等の充実

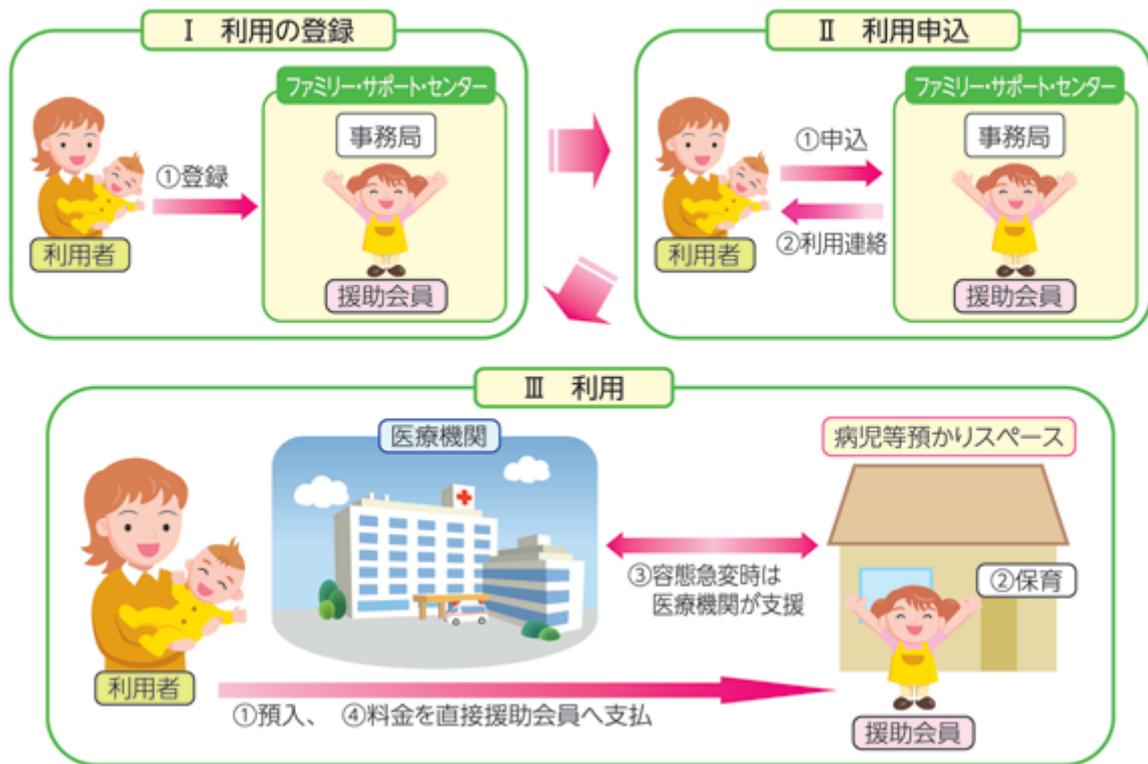
<3か年の取組方向>

- 待機児童の解消に向けて、保育所の整備を促進するとともに、待機児童の大半を占めている低年齢児保育支援の充実、保育士の確保・資質向上を図っていく。
- ファミリー・サポート・センターを活用した医療機関連携型の病児・病後児預かりモデル事業の実施による病児・病後児保育の促進をはじめ、延長保育や休日保育、事業所内保育など、保護者の多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図っていく。
- 「小1の壁」の解消等に向け、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図り、子どもが保育所を卒園した後も安心して働き続けられる環境を整備していく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）			所管部局
		2014	2015	2016	
保育所待機児童解消に向けた取組の推進	待機児童ゼロに向けた保育所の整備・拡充	・国の「安心こども基金」を活用した民間保育所の整備促進 ・「安心子ども基金」の延長・拡充の国への働きかけ			健康福祉部
	低年齢児保育支援のさらなる充実	・保育士の配置充実に対する助成 ・子ども・子育て支援新制度を踏まえた見直しの検討	・検討結果を踏まえた支援		健康福祉部
	保育士の確保・資質向上	・保育所・保育士支援センターの活用 ・現任保育士に対する研修の実施			健康福祉部
多様な保育サービスの充実	病児・病後児保育の促進	・病院・保育所等での病児・病後児・体調不良児の一時的預かり事業の助成 ・ファミリー・サポート・センターを活用した医療機関連携型の病児・病後児預かりモデル事業の実施	・モデル事業の実施結果等の周知により市町村の取組を促進		健康福祉部
	延長保育・休日保育の充実	・延長保育、休日保育を実施する市町村への助成	・子ども・子育て支援新制度に基づく支援の実施		健康福祉部
	事業所内保育の促進	・「事業所内保育施設先進事例集」を活用した普及促進 ・新保育モデル調査(家庭的保育者(保育ママ)を活用した新たな事業所内保育施設の設置に向けた調査・研究)を生かした取組について、子ども子育て支援新制度の「地域型保育給付*」の対象化をめざした国への働きかけ、国の対応を勘案した事業の検討			健康福祉部 産業労働部
放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの充実	・運営費・整備費の助成 ・児童クラブの支援員等の研修の開催 ・待機児童解消に向けた設置の促進			健康福祉部
	放課後子ども教室の充実	・運営・備品整備の助成 ・新規教室開設への支援 ・コーディネーター等研修会の開催 ・指導者等研修会の実施			教育委員会

【ファミリー・サポート・センターを活用した医療機関連携型病児・病後児預かり事業モデルのイメージ】



＜コラム＞「小1の壁」の解消に向けて

大都市地域を中心に保育所の待機児童の解消が大きな課題となっていますが、本県では、保育所待機児童数の大半を占めていた名古屋市が、保育所の新設等の取組を促進したことなどから、待機児童の解消が図られつつあります。一方、小学校低学年を対象とする放課後児童クラブの待機児童数は、2013年が567人と、2012年の376人に比べて200人程度増加しており、保育所を卒園した後に、子どもを預ける場所がないという、いわゆる「小1の壁」の解消が課題となっています。

また、2015年度に本格実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」においては、現在「おおむね10歳未満まで」となっている放課後児童クラブの対象児童が、「すべての小学生」となるため、待機児童が今後増加する可能性があります。

共働き世帯が増加する中で、学校の授業が終わってから親が帰宅するまでの時間を、子どもが安心して過ごせる場所を確保することが重要な課題となっており、市町村が実施する放課後児童クラブの整備に対する支援など、放課後児童対策の充実を図っていきます。



放課後児童クラブの様子

35 児童虐待・DVの防止

(1) 児童虐待の防止

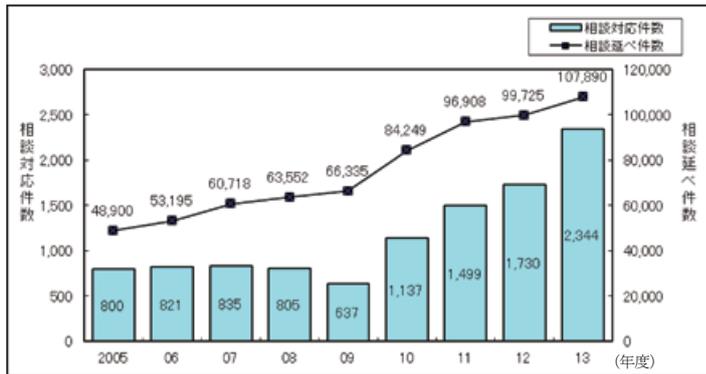
<3か年の取組方向>

- 児童虐待の防止に向け、「あいち小児保健医療総合センター」を中心とした児童虐待対応の医療ネットワークづくりを進めるとともに、普及啓発の実施などにより、発生予防、早期発見・早期対応できる体制を整えていく。
- 虐待事案への対応として、児童相談センターに弁護士や法医学専門医師等を配置するなど、体制強化を図るとともに、虐待された児童等保護を必要とする児童に適切に対応するため、尾張地域に一時保護所を整備するなど一時保護施設の充実を図っていく。
- 保護した児童の家庭的養護を推進するため、里親・ファミリーホームへの委託や、施設の小規模化・地域分散化といった養育環境を整備するとともに、保護者への指導やカウンセリング等を実施し、家族再統合を積極的に支援していく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）			所管部局
		2014	2015	2016	
発生予防、早期発見・早期対応の充実	市町村の取組の支援	・妊娠届出時や家庭訪問時の活動を通じた家庭情報の早期把握の支援 ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）への指導・助言の実施			健康福祉部
	児童虐待防止医療ネットワークの推進	・拠点病院である「あいち小児保健医療総合センター」における児童虐待専門医療コーディネーターの配置 ・拠点病院、中核的な病院、地域の医療機関の連携体制の構築			健康福祉部
	普及啓発の実施	・オレンジリボンキャンペーンの展開			健康福祉部
虐待事案への対応強化	児童相談センターの体制強化	・専門職員の増員や弁護士・法医学専門医師などの配置による体制強化 ・警察や医療機関、教育委員会等との連携強化			健康福祉部
	一時保護施設の充実	・尾張地域での一時保護所（定員30名）の整備	2015年4月 開所予定		健康福祉部
要保護児童の家庭的養護の推進及び家族再統合への支援	里親・ファミリーホームへの委託の推進	・養育里親研修の実施			健康福祉部
	児童養護施設等の家庭的養護の推進	・児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進 ・職員研修の実施			健康福祉部
	児童や保護者に対する支援の実施	・保護者への指導やカウンセリング等の実施			健康福祉部

【児童虐待相談対応件数及び相談延べ件数の推移】



【オレンジリボンキャンペーン街頭啓発】



(2) DV（配偶者からの暴力）の防止

<3か年の取組方向>

- 女性相談センターの被害者保護支援体制の強化、市町村におけるDV基本計画の策定等を促進し、相談支援体制の充実を図っていく。
- 若い世代に対し、デートDVを含めた暴力の防止に関する教育・啓発を推進し、DVの発生防止を図っていく。
- 被害者の保護や自立を支援するため、民間支援団体が運営するシェルターの活用など一時保護機能の充実を図るとともに、被害者の心のケアの充実に取り組んでいく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）			所管部局
		2014	2015	2016	
相談支援体制の充実	女性相談センターの被害者保護支援体制の強化	・女性相談センターと児童相談センターの連携による子どもへの適切な対応 ・市町村や警察等の関係機関による連携を図るためのネットワークづくりの促進	→	→	健康福祉部
	市町村における取組の強化	・市町村におけるDV基本計画の策定の促進 ・配偶者暴力相談支援センターの設置促進	→	→	健康福祉部
若い世代への啓発の推進	暴力の防止に関する啓発	・DV防止の啓発 ・研修会や講習会等への講師派遣 ・デートDVの予防啓発の推進	→	→	県民生活部 健康福祉部
被害者の保護・自立支援	一時保護機能の充実	・心理職員の面接による心のケアの充実 ・民間支援団体が運営する保護シェルターの活用	→	→	健康福祉部
	被害者の自立支援	・女性相談センター、福祉事務所等関係機関との連携による自立に向けた支援	→	→	健康福祉部